

寒川町農業委員会告示第 8 号

寒川町農業委員会事務局規程の一部を改正する告示をここに公表する。

令和 4 年 3 月 3 1 日

寒川町農業委員会会長 磯川 浩

寒川町農業委員会事務局規程の一部を改正する告示

寒川町農業委員会事務局規程(昭和52年寒川町農業委員会告示第11号)の一部を次のように改正する。

第8条第3項第2号中「(県外を除く。)」を削る。

附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

寒川町農業委員会事務局規程新旧対照表

現 行	改 正 案
～ 略 ～ (事務局長の専決) 第8条 (略) 2 (略) 3 前2項に規定するもののほか、次のいずれかに掲げる事項について専決することができる。 (1) (略) (2) 職員の旅行(県外を除く。)命令に関すること。 (3)～(8) (略) ～ 略 ～	～ 略 ～ (事務局長の専決) 第8条 (略) 2 (略) 3 前2項に規定するもののほか、次のいずれかに掲げる事項について専決することができる。 (1) (略) (2) 職員の旅行 _____ 命令に関すること。 (3)～(8) (略) ～ 略 ～ 附 則 <u>この告示は、令和4年4月1日から施行する。</u>